

# 意見書

子どもの非行と虐待に関わる弁護士有志

私たちは、弁護士として、これまでに多くの少年事件や児童虐待問題を手がけ、児童相談所との関わりも数多く経験してきました。

実際に、児童相談所の仕事振りを目の当たりにすると、児童相談所が18歳未満（場合によっては18歳を超えてまで）の児童に関するあらゆる業務を担っていることに驚かされます。昨今は、虐待問題がクローズアップされていますが、そればかりではなく触法少年を含めた非行問題やその他18歳未満の児童に関する全ての業務を担っています。そういう広範な業務の中において、人的・物的条件の制約により、十分な福祉的ケアができないジレンマを感じつつも、児童相談所の職員は、児童の処遇に当たっては、常に福祉的観点から考察し、特に触法事件を含め非行問題については、関係機関との連携をも模索するなど児童の立ち直りのために必要な対策をとる姿勢を持つよう努力している様子が見られます。

私たちは、今般の少年法改正における触法少年・ぐ犯少年問題について、上記のような児童相談所の福祉的な対応を強化することこそが重要であると考え、以下のとおり意見表明します。

## 1. 触法少年に係る事件の調査について、警察官の調査権限を認め、新たに強制処分権限を認める必要性に疑問があります。

触法少年については、これまでも事実上、警察が調査をした上で児童相談所に送致されてきました。警察の調査は本質的に処罰のための調査であって、事実上の調査でさえも、実質的には捜査に等しく、事情聴取時間も長く、事実関係を誤導される危険性も非常に高いという現実があります。

従来の少年警察活動要綱第12条には、面接時間は、長すぎないようにすることが明記されていましたが、現在、これに代わる少年警察活動規則にはこのような定めはなく、実際にもこのような運用はされていません。児童相談所関係者からは、児童相談所で調査する場合は2時間を限度にしているという話も聞きます。その理由は、多くの少年は2時間以上の集中力を持続させることは困難だからであると言われていています。集中力を鈍磨させてからの事情聴取は、真実解明には程遠いと言わざるを得ません。

現実に、最近も、13歳の少年が警察の聴取に対し複数の放火を自白したが、架空の放火事件までも自白していることから、送致された事実について非行事実なし不処分とされた（那覇家裁平成16年9月29日決定）冤罪事件が報告されています。

警察官に事実上の調査しか認められていない現状においてさえ、そのような問題点があることからして、法文上明確に調査権限を認めた場合、警察官による事情聴取が、現在以上に厳しくなる可能性は大です。しかしながら、厳

しい事情聴取（少年本人にとっては取り調べとしか感じられないしょう）をすることは、少年に大人に対する不信感を一層植え付けるのみで、少年の立ち直りには、有害といわざるを得ません。児童相談所の調査は、児童の立ち直りのための福祉的調査であって、警察官による調査とは本質的に異なることに留意すべきです。

また、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）による調査であっても、警察官の指示の下に行なわれる以上、警察官自ら行なう調査と同様の危険性を含んでいます。

児童相談所での統計上、触法少年は「非行」として数えられますが、具体的事案の背景には、多くの場合、虐待あるいは親の不適切な養育が存在します。平成12年3月に公表されたアンケート調査による「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」においても、児童自立支援施設に措置された児童の約6割（不明、無回答を除く）は何らかの被虐待経験をもっていると指摘されています。多くの少年事件に関わってきた弁護士にとって、非行の背景に虐待や親の不適切な養育が大きな要因として存在することは、上記割合よりも遥かに多いというのが実感です。触法少年においても、これを否定する根拠はありません。児童相談所における相談事例においても被虐待ケースで万引き等の軽微な触法行為が存在することは、珍しくありません。つまり、少年は虐待や不適切な養育という環境の中で、大人に対する不信感を醸成し、その発露が触法行為のきっかけになると考えられます。したがって、触法少年の立ち直りのためには、まず大人に対する信頼感の回復から始める必要があります。しかし、ケースの導入が、警察官による厳しい事情聴取という調査から開始されると、少年は一層心を閉ざし、立ち直りを遠ざけると考えられます。あくまでも、児童相談所の福祉的立場からの調査から始めることが、少年の立ち直りの近道であると考えます。

## 2. ぐ犯少年については、より問題があると考えます。

ぐ犯少年とは、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする「おそれ」のある少年のことをいいます。

改正法案では、「ぐ犯の疑い」即ち、「犯罪を犯すおそれ（疑い）」の「疑い」があれば、警察官の調査権を認めることになり、警察官の調査権が認められる範囲があまりにも広範になると考えます。

ぐ犯少年についても触法少年と同様な問題点が存在すると言えるのであって、犯罪に該当する疑いさえないことからすれば一層強い理由で児童相談所の福祉的観点からの調査がなされるべきと考えます。

## 3. 現在の児童相談所には調査能力がないという批判は、十分な人的配置をしないままになされている批判であって適切ではありません。

十分な人的配置をしないまま、児童相談所に調査能力がないことを理由に警察官に調査権限を付与することは本末転倒と言わざるを得ません。1.で述べたような警察官に調査権限を与えた場合の自白強要などの危険に比べ、

警察官に触法行為やぐ犯行為について調査権限が法文上明記されていないことの不都合が、現時点で具体的に明白になっているとはいいい難いと思われます。

10年前の児童相談所は、虐待問題に関して一時保護も十分行わない実態がありました。しかし、現在では、10年前に比べ格段に虐待問題の専門機関としての役割を果たしています。東京都で非常勤顧問弁護士制度が導入されたほか、全国各地でも、専門性を向上させるための様々な取組みがなされてきています。人的物的条件の整備を充実させることで、触法少年への福祉的対応を高めることが十分可能であり、こうした触法少年への福祉的対応は、児童相談所が本来行うべき重要な職務であることを十分理解すべきです。

#### **4．本来、児童相談所は、触法少年をはじめ非行問題を福祉的立場から取り扱う専門的機関として位置づけられ、これまでも、多くの触法少年のケースでその責務を果たしてきました。**

虐待問題がクローズアップされることによって、最近では児童相談所の職務の重点が虐待問題にあるかのような誤解を受けている点があるかもしれませんが、本来、児童相談所は、触法少年をはじめ非行問題を福祉的立場から取り扱う専門的機関として位置づけられてきましたし、これまでも、多くの触法少年のケースを扱いその責務を果たしてきました。最近では、虐待事案が急速に増加し、人的体制が整わないことから、非行問題に多くの人材を割くことができないのが現状です。したがって、必要な人材を配置することによって、本来あるべき児童相談所の役割を果たすことは十分可能と考えられます。

実際、非行問題に関しても、児童相談所が福祉的機関としての専門性を向上させる必要があるとの認識のもと、非行問題対策プロジェクトを立ち上げたり、非行相談の手引きを作成したりするなど動きが全国各地にみられるようになってきました。

#### **5．重大な罪に係る触法行為をした疑いがあると思料した事件については、原則家庭裁判所送致とすることにも疑問があります。**

重大な罪というとき、結果を重視していますが、結果が少年の問題性の深さを測る物差しにはなりえません。結果は重大であっても、少年自身の問題性はそれほど深くなく偶発的に結果が重大になってしまったものもあれば、虐待事例で大した触法行為は行っていないが、虐待の結果として少年自身が深い問題性を持ち、適切な人間関係を築けず社会生活に支障をきたすというケースも存在します。したがって、一律に重大な罪に当たる触法行為をした疑いがあることをもって、原則家庭裁判所送致とし、福祉的立場での児童相談所の判断を全くしないまま、少年司法の問題として解決をすることは、適切な少年の立ち直りに寄与するとは考えられません。現在でも、児童相談所が必要と認めたケースは家庭裁判所に送致し、家庭裁判所の判断を仰いでいることは周知のことです。

少年事件の場合、あくまでも、少年が、本質的な立ち直りをすることが重

要であり、これは少年自身にとって重要なだけでなく社会全体にとっても、今後の犯罪予防という観点からも重要であると考えます。そのためには、精神的に未熟な少年、特に触法少年については、福祉の専門家である児童相談所が第一次的に関わり、その上で、必要に応じて家庭裁判所の判断を仰ぐという従来の方法が、適当であると考えるとともに、これを変更する積極的な必要性を見出すことができません。被害者問題については、原則家裁送致によって、被害者問題が解決されるわけではなく、被害者に対する配慮は、別途検討すべき課題です。

また、社会的関心の高い事案については、児童相談所も司法手続が適当と判断するケースが多いとは思いますが、それでもなおかつ、子どもの専門機関である児童相談所が、児童の立ち直りのためには、家裁送致は不要であると判断することもあります。その場合には、児童相談所の右判断を尊重すべきであって、社会の関心よりも当該児童の将来性に重点を置くべきです。したがって、児童相談所が必要と判断した場合には家裁送致できることになっている現行法の制度を変更する必要はないと考えます。もちろん事案の検証は必要であって、適当な方法で検証することを否定するものではありません。

**6 . 一般的に、被虐待児と、触法・ぐ犯・非行少年とは全く異なる少年像として捉えられがちですが、彼らを全く異なる範疇の少年と考えることは、彼らの本質を見逃すこととなります。**

触法・ぐ犯・非行少年も問題性のある被虐待児（被虐待児であっても、全く問題が発生しないケースも数多くあると思われませんが、この場合は、通常虐待問題として公にはなりません）の延長線上に存在するのであって、ただ本人の資質や、その他の環境条件が相俟って、刑罰法令に触れる行為をするか、逆に、自己評価を下げ、自分を痛めつける行動に出るか、あるいは一見何も問題ないかのような少年に育ちながら、自分自身の心の中では外からは想像できないほどの葛藤がある等、表出方法が異なるにすぎません。表出方法が異なっても、どの子どもたちも、人から共感されたり、信頼されるということが欠落しているという点では共通しています。

私たちが、少年事件を扱うときに心がけることは、少年の気持ちを共感してくれたり、信頼できる大人に、一人でも多く接する機会を与えることです。少年が、大人も捨てたものではないと思えることは、少年の立ち直りの大きな一助となります。その意味でも、福祉的な専門機関である児童相談所を通じて、必要とあれば司法手続を経るというプロセスは、それだけ少年が多くの信頼にたる大人とかかわりを持つ機会が多くなるのであって、少年の立ち直りのチャンスが広がると考えます。

**7 . このようなプロセスのためにも、人的物的条件整備をし、児童相談所の機能を強化することが、まずなされるべきであって、警察官の調査権限強化は少年を萎縮させることはあっても、本来的な立ち直りに有効な手段であるとは考えられません。**

## 8. 少年院送致年齢の下限撤廃も疑問があります。

重大事件を犯した触法少年の収容先を確保するために少年院送致年齢の下限を撤廃することはあまりに短絡的であり、本質的な問題から目を逸らしているといえませぬ。年少の少年を家族から切り離し、全く家庭的な要素のない少年院で隔離教育を行なうことは、少年が社会復帰した際に、家庭や社会での協調性を学習する機会を奪うものであって、本質的な社会復帰を困難にさせると考えます。社会性を育てる最小単位は家庭であって、年少の少年の再教育にとっては擬似家族の存在は必要不可欠であり、年齢が低いほど擬似家族の存在なくしては社会性を涵養することは不可能であると考えます。

少年院送致年齢の下限を撤廃するよりも、児童自立支援施設や児童養護施設の人材を大幅に増員させ、かつ精神科医やカウンセラーを常駐させ、これらの施設での育て直しの体制を拡充することが、触法少年ばかりではなく、現在、各施設で対応に苦慮している被虐待児童の育成にも大きく寄与すると考えます。そして、これらの施設を拡充することにより、重大事件を犯した触法少年に対する育て直しと教育も十分に可能であると考えます。

全国の施設を拡充することは大幅な予算増が必要となり、現在のわが国の現状では不可能であるという意見があるかもしれません。しかしながら、次世代を担う子どもたちを育てるためには、国が、それ相応の金銭的負担をすることは不可避であると考えます。大きな視野に立てば、触法少年・ぐ犯少年・非行少年や被虐待児童を、少数派として切り捨てるのではなく、こうした子ども達を社会全体で育てていこうとすることこそが、わが国の将来に寄与すると考えます。

以上

平成17年6月6日

(呼びかけ人)

弁護士	磯	谷	文	明
弁護士	一	場	順	子
弁護士	小	笠原	彩	子
弁護士	川	村	百	合
弁護士	杉	浦	智也	子
弁護士	坪	井	節	子
弁護士	野	田	美穂	子
弁護士	平	湯	真	人
弁護士	渡	邊	淳	子

賛同者（6月7日現在）（順不同）

瀬戸 則 夫（大阪）	須納瀬 学（東京）	山 田 由紀子（千葉）
津 田 玄 児（東京）	斉 藤 義 房（東京）	相 川 裕（東京）
中 村 正 彦（大阪）	影 山 秀 人（横浜）	浅 田 隆 幸（徳島）
内 田 信 也（札幌）	岩 崎 政 孝（二弁）	成 見 幸 子（宮崎）
栗 山 博 史（横浜）	仲 松 正 人（岐阜）	浅 野 律 子（岡山）
高 橋 直 紹（愛知）	岩 本 憲 武（埼玉）	杉 浦 ひとみ（東京）
大 川 哲 也（札幌）	竹 内 景 子（愛知）	藤 井 美 江（大阪）
黛 千恵子（福井）	安 保 千 秋（京都）	迫 田 登紀子（福岡）
高 橋 温（横浜）	岩 本 朗（大阪）	迫 光 夫（長崎）
羽 倉 佐知子（二弁）	甲 津 貴 央（滋賀）	大 谷 辰 雄（福岡）
中 田 憲 悟（広島）	飯 島 奈津子（横浜）	草 場 裕 之（仙台）
村 山 裕（東京）	谷 本 昇 隆（二弁）	澤 田 稔（東京）
京 野 垂 日（秋田）	三 坂 彰 彦（東京）	山 崎 健 一（横浜）
彦 坂 浩 一（東京）	近 藤 峰 明（栃木）	中 川 明（二弁）

以上42名